

(表)

いばらき身障者等用駐車場
利用証
(No.)

	
	有効期限 ()

 茨城県
 石岡市

(裏)

利用証を交付された方へ

○利用対象者
・この利用証は、交付された本人が身障者等用駐車場を利用する場合に使用可能なものです。
(交付された本人が乗車していない場合には、利用証を使用することはできません。)

○有効期限
・障害者、高齢者、難病患者等の方の有効期限は、交付基準の障害等の状態に該当しなくなるまでです。
・妊産婦の方の有効期限は、利用証に記載された年月までです。
・利用証の交付基準に該当しなくなった場合や有効期限が切れた場合には、速やかに利用証交付窓口に利用証を返却してください。

○その他
・利用証はルームミラーなどにつり下げて掲示してください。
・身障者等用駐車場が満車の場合には、利用証を持っていても駐車できないことがありますのでご了承ください。